第七条第八号に掲げる施設					第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	第七条第三号に掲げる施設	第七条第二号に掲げる工作物			
	地下ネルギー（トンネルの地下の地下を除く。）に設けるもの			上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの			アーチ		幕（第七条第四号に掲げる施設であるものを除く。）	
その他のもの	階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの					その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの
					占用面積一平方メートルにつき一月		占用面積一平方メートルにつき一年	一基につき一月		占用面積一平方メートルにつき一月	
Aに〇・〇二六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	三、三〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	三、九〇〇	三三、〇〇〇	三、三〇〇	三三〇
					Aに〇・〇一一を乗じて得た額	五、四〇〇		二、七〇〇	五五、四〇〇	五四〇	五四
					Aに〇・〇一三を乗じて得た額	一、九〇〇		一、二〇〇	一、九〇〇	一、九〇	一九
					Aに〇・〇一四を乗じて得た額	九〇〇		一、〇〇〇	九、〇〇〇	九〇	九
					Aに〇・〇一八を乗じて得た額	五八〇		九四〇	五八、〇〇〇	五八	六

第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設	第七条第十三号に掲げる施設		第七条第十二号に掲げる器具	第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物		第七条第十号に掲げる自動車駐車場		第七条第九号に掲げる施設	
	上空に設けるもの	その他のもの		上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	建築物	その他のもの	その他のもの	建築物
Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二六を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額
					Aに〇・〇一五を乗じて得た額		Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額
					Aに〇・〇一七を乗じて得た額		Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
					Aに〇・〇二二を乗じて得た額		Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額
					Aに〇・〇二四を乗じて得た額		Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

漁業災害補償法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗